

社会保障制度の拡充について

【担当省庁】厚生労働省

1 国保都道府県単位化に係る財政支援の確実な実施

- 平成 30 年度からの国保の都道府県単位化については、国保基盤強化協議会での合意を踏まえ、財政安定化基金の積み増しに必要となる財源の確保を国の責任において確実に行っていただきたい。

<国の動き>

国は、平成 27 年度から毎年財政安定化基金への積み立てを行い、平成 29 年度にも 1,700 億円を積み増しすることとしている。

<財政安定化基金の役割>

保険財政の財政調整機能や自治体の責めによらない要因による医療費増の負担への対応、新制度移行に伴う保険料の激変緩和などに対応するための基金

2 高額療養費制度及び後期高齢者医療に係る保険料軽減特例見直しに際しての低所得者等への配慮

- 低所得者の生活と受診行動に与える影響に十分配慮した制度とし、影響が出る場合においても、急激な負担増となる者に対するきめ細かな激変緩和措置を講じるとともに、必要な予算を確保していただきたい。

<制度見直しの内容>

- ・ 社会保障審議会医療保険部会で議論されており、平成 28 年末までに結論が出る予定
- ・ 例えば、後期高齢者医療制度において、所得割の方では 年間 21,000 円程度の負担増となる可能性

3 介護保険制度の低所得者軽減強化の完全実施

- 介護保険制度について、「1号保険料の低所得者軽減強化」の完全実施に向け、増加する公費負担に対し必要な予算措置を講じていただきたい。

<制度見直しの内容>

- ・ 介護保険料の1号保険料（65歳以上）について、公費を追加で投入し低所得者の保険料軽減を強化するもの
- ・ 実施に必要な公費は1,400億円と見込まれており、そのうち都道府県が1/4、市町村が1/4を負担することになる。

<厚生労働省の概算要求>

- ◎ 国民健康保険の財政安定化基金の造成【事項要求】(28 年度当初予算 400 億円)
平成 30 年度から国民健康保険の財政運営を担う都道府県において、予期しない給付増により財源不足となった場合や新制度の円滑な施行に備えて創設される財政安定化基金の造成に必要な経費を段階的に確保
- ◎ 地域医療介護総合確保基金(介護分)【事項要求】(28 年度当初予算 482.8 億円)
平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保するために必要な事業を支援
- ◎ 介護保険の 1 号保険料の低所得者軽減強化【事項要求】(28 年度当初予算 109 億円)
介護保険の 1 号保険料について、給付費の 5 割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を行う

【現状・課題等】

1. 国保都道府県単位化に係る財政支援の確実な実施

平成 30 年度からの国保都道府県単位化に向け、国は、後期高齢者支援金の全面総報酬割で不要となる財源 1,700 億円を活用し、平成 29 年度に財政安定化基金への積み増しを目指してきたところであるが、消費税率の引き上げ延期に伴い、当該財源確保への影響が懸念されるもの

※国保財政安定化基金：平成 30 年度から国保の財政運営を担う都道府県において、予期しない給付費増等により財源不足となった場合や新制度の円滑な施行に備え、平成 27 年度に創設
 (国において、2,000 億円規模を目指し順次積み増しを行うこととされている。)

<京都府国保財政安定化基金の積み立て状況>

年度	京都府 (億円)	(参考) 国予算 (億円)
27	3.9	200
28	7.8 (予算ベース)	400

2. 高額療養費制度及び後期高齢者医療に係る保険料軽減特例見直し

- 高額療養費制度：家計に対する医療費負担が過重とならないよう、被保険者の所得に応じて自己負担限度額が設定され、その範囲内で自己負担を支払う制度。

【経済・財政再生計画 改革工程表】(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議決定)
世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、2016 年末までに見直しを検討し結論

- 保険料軽減特例： 後期高齢者医療制度の保険料は、政令本則において軽減措置が設けられているところ、更に特例として、軽減措置（国予算措置）が上乗せ実施されているもの。

【医療保険制度改革骨子】（平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定）
平成 29 年度から原則的に本則に戻すとともに、激変緩和措置については、今後検討し結論を得る。

3. 介護保険制度の低所得者軽減強化の完全実施

高齢化が急速に進行する中、地域医療介護総合確保基金による介護人材の確保・育成や認知症対策の充実が急務。また、府内の介護保険料は高騰しており、現在、部分実施となっている「1号保険料の低所得者軽減」の完全実施が必要。

第 1 号保険料の額

1号保険料	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
	H12-14	H15-17	H18-20	H21-23	H24-26	H27-29
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円
京都府平均	2,848円	3,562円	4,427円	4,332円	5,280円	5,812円

【京都府の担当課】

健康福祉部 高齢者支援課 075-414-4567
医療保険政策課 075-414-4627